

令和7年度 姫路市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「姫路市内部統制に関する基本方針」を策定し、当該方針に基づき(1)業務の効率的かつ効果的な遂行、(2)報告の信頼性の確保、(3)業務に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むこととし、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

全庁的な内部統制は、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていました。

業務レベルの内部統制は、リスク管理シートにより識別されたリスク（1,060件）については、重大な不備と評価するものではありませんでした。

本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されているものと判断しました。

令和8年（2026年）6月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

参考

令和7年度 姫路市上下水道局内部統制評価報告書（修正）

地方自治法第150条第4項の規定を踏まえて評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

なお、本報告書は令和8年4月15日付で当初作成しましたが、令和8年7月31日付の令和7年度姫路市上下水道局内部統制評価報告書審査意見書を踏まえ、「本件は、契約相手方の業務完了報告書及び請求書の提出漏れにより発生したもの」と契約相手方に非があるように報告していることが一番の問題であると反省し、「4 不備の是正に関する事項」を修正したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

上下水道局においては、姫路市の「姫路市内部統制に関する基本方針」に踏まえ、(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行、(2) 報告の信頼性の確保、(3) 業務に関わる法令等の遵守、(4) 資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むこととし、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

上下水道局においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていきました。

業務レベルの内部統制については、リスク管理シートにより識別されたリスク（43件）に対し、重大な不備と評価するものが1件確認されました。

よって、上下水道局の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

参考

重大な不備については、以下のとおりです。確認された不備については、引続き、対応策の整備及び運用に取り組み、再発防止に努めてまいります。

(1) 管渠施設緊急対応業務委託料の長期未払いについて

本事案は、老朽化した下水道管路に起因する道路陥没が複数箇所が発生したことを受け、下水道施設緊急対応業務委託契約（以下「当該業務委託契約」と言う。）に基づき、令和6年12月から令和7年7月にかけて姫路市管工事業協同組合（以下「相手方」と言う。）に対して道路規制に伴う交通誘導員配置等の業務を委託し、当該業務は適正に実施されていたにもかかわらず令和6年度分を含む委託料合計約5,912万円が作業完了後未払となっていたことが令和7年12月に判明したものです。当該未払金については、内容確認を経て令和8年4月10日に支払いましたが、未払額、未払期間及び以下に述べる不備の発生要因を踏まえ、当該不備については重大な不備と認定しました。

不備の発生要因としては、下水道管理センターにおける業務管理に関する意識の欠如、及び組織的な管理体制の欠如が挙げられます。当該現場では会計年度をまたぎ対応を継続していたものの、当該業務委託契約は単年度契約であることから年度の切り替わり時期で令和6年度実施分の精算を行う必要がありました。しかしながら職員に契約や予算に関する意識が欠如しており、相手方に対して令和6年度実施分の精算に係る的確な指示を行っていなかったこと、及び組織としても発注から支払までの進捗状況を的確に確認しておらず、未精算案件につき上司が状況確認を行ったり、完了が確認できている分について相手方に報告書提出を指示したりするなどの措置を行っていなかったことなどが挙げられます。また、令和7年1月以降、他都市で発生した大規模下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故を受け、緊急点検や国への報告などにより業務量が著しく増加したことから、組織全体に余裕がなかったことも背景として挙げられます。

再発防止策として、業務意識の向上を図るために勉強会を行うと共に、当該業務委託契約に係る進捗状況の確認について、従来から行っている担当係長の確認に加え月1回の頻度で担当主幹も行うこととし、相手方に対し業務完了報告書の早期提出を呼びかける体制を整備しました。また、業務量増加への対策として、令和8年4月1日付で下水道管理センターの所管業務から管路の老朽化対策業務を切り離し、維持管理業務への意識の集中、係長や課長の業務マネジメント力の向上を図ることとしています。

令和8年（2026年） 8月12日

姫路市上下水道事業管理者 松 浦 正 宗

参考

令和7年度 姫路市消防局内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定を踏まえて評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

消防局においては、姫路市の「姫路市内部統制に関する基本方針」に踏まえ、(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行、(2) 報告の信頼性の確保、(3) 業務に関わる法令等の遵守、(4) 資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むこととし、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

消防局においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていきました。

業務レベルの内部統制については、リスク管理シートにより識別されたリスク(56件)に対し、重大な不備と評価するものではありませんでした。

消防局の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されているものと判断いたしました。

令和8年(2026年)4月30日

姫路市消防局 消防局長 中 村 哲 也

参考

令和7年度 姫路市教育委員会事務局内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定を踏まえて評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

教育委員会事務局においては、姫路市の「姫路市内部統制に関する基本方針」を踏まえ、(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行、(2) 報告等の信頼性の確保、(3) 業務に関わる法令等の遵守、(4) 資産の保全の4つの目的を達成するよう、組織的に取り組むこととし、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

教育委員会事務局においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていました。

業務レベルの内部統制については、リスク管理シートにより識別されたリスク（132件）に対し、重大な不備と評価するものではありませんでした。

教育委員会事務局の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されているものと判断いたしました。

令和8年（2026年）4月17日

姫路市教育長 久保田 智子